

京都市告示第 31 号

京都市児童福祉センター条例（以下「条例」という。）第1条第9項及び第10項に規定する京都市児童療育センターについて、条例第4条の規定に基づき、次のとおり受付時間及び休所日を変更します。

令和7年4月1日

京都市長 松井 孝治

1 施設概要

(1) 名称

京都市児童療育センター（旧相談・診療部門スペースを除く）

（愛称：きらきら園）

(2) 所在地

京都市伏見区深草西浦町六丁目65番地

(3) 実施事業

条例第2条第5号に規定する事業

2 変更部分

条例第4条に掲げる受付時間及び休所日の部分

3 変更内容

（受付時間の変更）

受付時間を午前8時30分から午後5時までとする。

ただし、下記の土曜日及び日曜日は午前8時30分から午後2時30分まで開所する。

令和7年 4月19日（土）、4月26日（土）、5月17日（土）、5月24日（土）、
6月14日（土）、6月22日（日）、6月28日（土）、7月12日（土）、7月19日（土）、
8月2日（土）、8月23日（土）、8月30日（土）、9月6日（土）、9月20日（土）、
10月18日（土）、10月25日（土）、11月9日（日）、11月15日（土）、
11月22日（土）、12月6日（土）、12月13日（土）

令和8年 1月17日（土）、1月24日（土）、2月7日（土）、2月14日（土）、
3月7日（土）、3月14日（土）

4 変更期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

（子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課）